2015年5月1日改定
2024年7月1日改定
2025年3月1日改定
2026年10月1日改定

コンプライアンス基本方針

ヤマタネグループ

目　次

Ⅰ．機　構 ----------２

Ⅱ．組織及び機能 ----------２

Ⅲ．コンプライアンスの運用（ＰＤＣＡ） ----------４

Ⅳ．コンプライアンス体制の管理手順 ----------４

Ⅴ．基本方針の階層 ----------５

企業理念、Values 及びパーパス ----------５
行 動 規 範 ----------６
行 動 原 則 ----------６

Ⅵ．社内相談窓口「企業倫理ヘルプライン室」 ----------７

Ⅶ．株式会社ヤマタネの監査等委員への報告 ----------８

Ⅷ．事故発生時の対応 ----------８

補　足 ----------８

ヤマタネグループのコンプライアンス体制

ヤマタネグループ（以下、株式会社ヤマタネならびに株式会社ヤマタネが議決権の過半数を保有する等、実質的に経営を支配している会社をいう。）は、『信は万事の本を為す』に則り、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを企業理念としております。この原点であり土台である企業理念のもと、ヤマタネグループはコーポレートメッセージとして”「続く」を支える。”を掲げており、これには、いかなるときもすべてのステークホルダーの良きパートナーとして最適な解を提供し、共に持続的な成長を歩み続けるというヤマタネグループの矜持が込められております。

この企業理念とコーポレートメッセージの考え方を基本に、グループすべての役職員が大切にする価値観「Values」として「挑戦を楽しむ」「チームの力を信じる」「”ありがとう”を繋げる」を定め、ヤマタネグループのパーパスである「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す」を実現し、チャレンジ精神溢れる企業文化を醸成することで、中長期的な企業価値の向上を図ることを、ヤマタネグループの経営の基本方針としております。

また、コンプライアンスを推進するため、内部監査の実施、社内相談窓口として「企業倫理ヘルプライン室」の設置、インサイダー取引規制の教育等を行ってまいりましたが、この度、更なるコーポレート・ガバナンスの強化を目指して行動規範と行動原則を制定致します。

ヤマタネグループ各社は、本基本方針を遵守し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものとします。

Ⅰ．機構

株式会社ヤマタネ取締役会の下にコンプライアンス推進委員会を設置する

（本部機構）

コンプライアンス推進委員会

委員長　：株式会社ヤマタネ社長
委　員　：株式会社ヤマタネ取締役及び指名を受けた部長、副部長
事務局　：株式会社ヤマタネ総務部
監査班　：株式会社ヤマタネ監査部
通報窓口：株式会社ヤマタネ企業倫理ﾍﾙﾌﾟﾗｲﾝ室

（各部機構）

コンプライアンス会議

議　長：推進委員又は各子会社社長
議　員：各社部門幹部
監査員：各社部門幹部

指導員：各社総務担当

Ⅱ．組織及び機能

（1）コンプライアンス推進委員会

推進委員長、委員及び事務局で構成。月例委員会を開催、各部門のコンプライアンス状況を把握し問題点･対策等を協議する。また、教育･研修方針を協議する。会議の内容を取締役会に報告する。

原則として年 2 回推進委員全体会を開催する。

（2）事務局

コンプライアンス推進委員会の運営、教育･研修の企画立案を行う。

（3）監査班

内部監査を実施し、結果をコンプライアンス推進委員会に報告する。

（4）推進委員

担当部門のコンプライアンス体制を確立し、コンプライアンス会議を主催、議事録を事務局に提出する。また、監査員を任命して部門内の自主監査を実施する。

（5）コンプライアンス会議

(部門)推進委員及び部門幹部（監査員、指導員を含む）で構成。自主監査結果の報告、問題点の検討･対策、教育･研修について協議する。

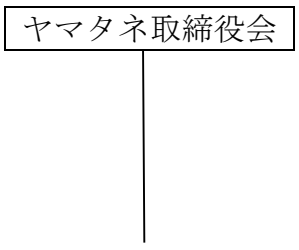
（6）監査員

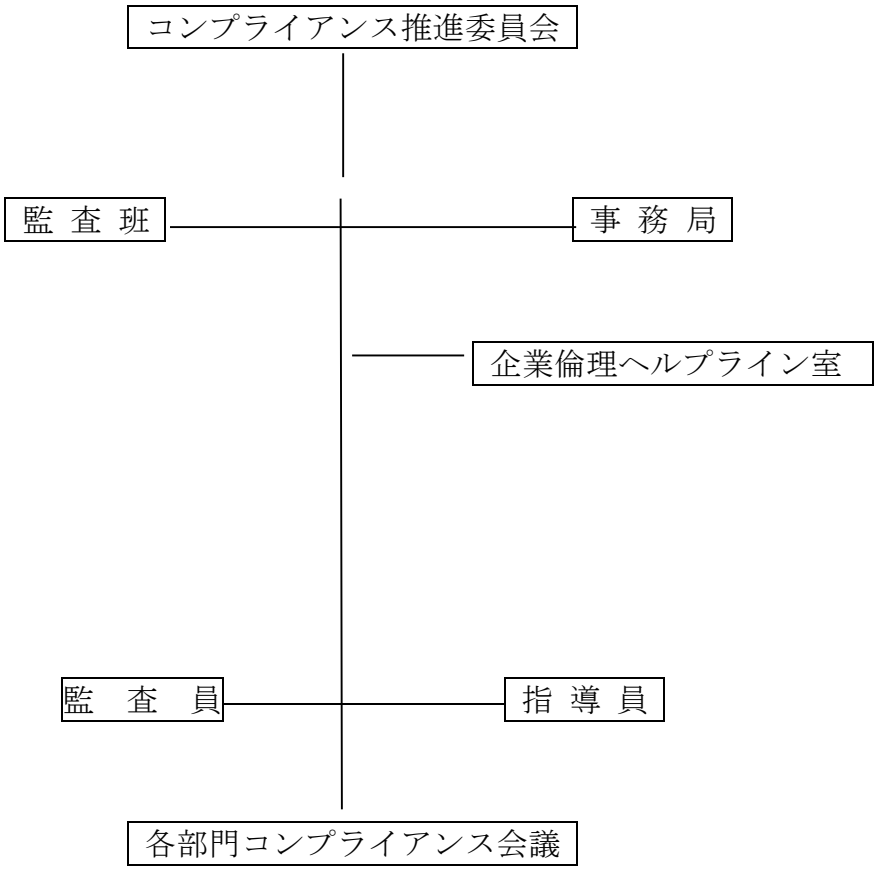
部門内のコンプライアンスに関する自主監査を行い、報告書を推進委員に提出する。

（7）指導員

コンプライアンス会議の運営と教育･研修を実施する。

(組織図)





Ⅲ．コンプライアンスの運用（ＰＤＣＡ）

（１）計画：基本方針、教育･研修方針の策定（推進委員会、コンプライアンス会議）
（２）実行：各部門
（３）監査：監査班、監査員
（４）評価：推進委員会（レビュー、基本方針の是正･改善）

Ⅳ．コンプライアンス体制の管理手順

（１）役職員の責務

① 全ての役職員は、自らの責任において、本基本方針に則って、法令等の社会的規範を遵守し、ヤマタネグループの企業理念、Values 及びパーパスを実現していくうえで最適な行動を選択していかなければならない。
② 全ての役職員は、本基本方針をよく理解するとともに、業務上必要なあらゆる法

令等の社会的規範についての知識の修得に努めなければならない。

③ 全ての役職員は、本基本方針に関し、判断に迷った場合は、上司やコンプライアンス推進委員、事務局への照会を行い、コンプライアンスを確保しなければならない。

④ 法令等のルール及び本基本方針に対する違反行為を知った役職員は、速やかにコンプライアンス推進委員会に報告しなければならない。法令等のルール及び本基本方針に対する違反行為を知りつつ報告を行わなかった役職員は、問責の対象となることがある。

（2）カンパニー長、本部長及び子会社社長の責務

① カンパニー長、本部長及び子会社社長は、所管業務に伴うリスクを正しく把握すると共に、所管業務を法令等の社会的規範に則って運営するための責任者となる。

② カンパニー長、本部長及び子会社社長は、監査に全面的に協力する義務を負うほか、この結果、指摘を受けた事項については可及的速やかに是正しなければならない。

③ 法令等の社会的規範及び本基本方針の違反により問題が発生した場合、第一次的にはカンパニー長、本部長及び子会社社長が責任を問われる。

（3）株式会社ヤマタネ総務部

① 株式会社ヤマタネ総務部は、コンプライアンス推進委員会の事務局として、コンプライアンス体制整備に係る企画･推進、各部門における法的判断のサポート等を担当する。

② 株式会社ヤマタネ総務部は、各部店で問題の発生が予見される事態があれば、事前に対応策を検討し、部店への徹底を図る。また、問題が発生した場合は、事後的に体制や規程等に不備がなかったか、関係部店と打合せを行い、不備の点があれば、速やかに再発防止策･改善策を促す。

Ⅴ．基本方針の階層

企業理念、Values 及びパーパス

ヤマタネグループは「信は万事の本を為す」の理念のもと、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを経営の基本方針としております。顧客、株主、社員など全てのステークホ

ルダーにとって存在価値のある企業となるべく、誠意を持った対応で信用･信頼を蓄積し永続的な発展をめざします。
また、ヤマタネグループは、すべての役職員が大切にする価値観として、「挑戦を楽しむ」、「チームの力を信じる」及び「“ありがとう”を繋げる」の３つを Values として掲げています。「挑戦を楽しむ」とは、ヤマタネグループが守り抜いてきた堅実さを糧として、変化を楽しみ、チャレンジすることを大切にするマインドを表し、「チームの力を信じる」は、ヤマタネグループが社会に貢献する大きな力を生み出すために、チームメンバーの理解に努め、敬意を払うことを大切にするマインドを表し、「“ありがとう”を繋げる」は、関わる全ての人々と個々人が自らを大切にし、“ありがとう”の輪を広げていくマインドを表しています。
さらに、「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す」のパーパスのもと、ヤマタネグループの存在意義は、社員に果敢な行動を起こす勇気を与え、事業活動を通じて豊かな社会の実現に貢献することにあります。創業者の山﨑種二が 15 歳で上京して、丁稚奉公から身を起こし、事業だけでなく学術文化を通じて社会に貢献した志と精神を大切にして、多様な人財が手と手を取り合い、一体となってステークホルダーの期待に応え、価値を提供してまいります。

行動規範

１．企業の社会的使命を認識し、関係法令および社内規程遵守の徹底により、全ての企業活動が健全な商慣習と企業倫理に適合するよう努めます。
２．取引先、株主、従業員，社会など、全てのステークホルダーに対し、公平・公正かつ透明な関係を維持します。
３．会社の正当な利益に反する行為または会社の信用や名誉の毀損を行わないよう、ルールを守ります。
４．全ての個人が尊重される企業風土を醸成させ、人種、性別、信条、宗教、国籍、出身地、言語、身体的特徴、財産等の理由による差別、人権侵害及びあらゆるハラスメントを許しません。
５．「良き企業市民」として地域社会と協調し、地球環境の保全に努め、社会の健全な発展に貢献します。

行動原則

【取引先について】
１．お客様に満足いただける安全で品質の高い商品・サービスを提供し、信頼されるヤマタネブランドの確立に努めます。

２．国内外の全ての関係法令・ルールを遵守し、企業倫理に従って、公正・透明・自由な競争による業績の向上をめざします。
３．個人情報や顧客情報を扱う際は、慎重かつ細心の注意を払い、その適正な管理に努めます。
４．物品･サービス等の調達にあたり、広く門戸を開放し取引機会の均等を図るとともに、相手方と対等かつ公平な立場で取引を行います。

【株主について】
５．株主の皆様の利益を念頭に置き、高い倫理観と責任感をもって誠実に職務を遂行します。
６．投資家の皆様の正しい理解と評価を得るため、適時･適切な情報開示を行います。
７．企業価値を高めるため、資本の効率的な活用と適正な収益・成長の実現に努めます。

【社員について】
８．一人ひとりの人間性と個性を尊重し、働きがいのある職場と自己実現の機会の創造に努めます。
９．セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他あらゆるハラスメントを容認せず、問題が発生した時は迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に断固たる処置をとります。
10．安全で快適な働きやすい職場環境の確保と、労働条件の維持改善に努めます。
11．有形･無形を問わず会社財産を適宜･適正に取り扱います。

【社会について】
12．株式等の売買は、インサイダー取引およびその疑いを持たれないようルールに則って行います。
13．反社会的勢力および団体には毅然とした態度で臨みます。
14．「良き企業市民」として、地域社会との協調・連携をはかるとともに、社会貢献活動を継続的に行います。

【運営体制について】
15．行動規範･行動原則の浸透ならびに推進のため、コンプライアンス推進委員会事務局を総務部内に設置します。
16．教育･研修プログラムを定期的に実施し、コンプライアンスの啓蒙に努めます。
17．社内相談窓口として「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、コンプライアンスに関するあらゆる報告･連絡･相談に応じます。
18．コンプライアンスに関する信賞必罰は厳正かつ公正に行います。

Ⅵ. 社内相談窓口「企業倫理ヘルプライン室」

（1） 通常の上司を経由した報告ルートとは別に、重要情報が現場から経営層に伝わるルートとして「企業倫理ヘルプライン」を設置する。
（2） 「企業倫理ヘルプライン」は、面談、E-mail、電話、ファックス、手紙等の方法で受けつける。
（3） 相談内容については、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、メンタルヘルス等苦情処理も含む企業倫理・法令規則違反を対象とする。
（4） 相談を受けた室長は、コンプライアンス推進委員長に伝えるとともに、適切な改善措置を講ずる。
（5） 上記相談者の秘密保持と共に、不利益な取扱いを禁止する。
（6） 社内相談窓口のみにとどまらず、外部の弁護士事務所を第三者通報窓口として設置する。

Ⅶ. 株主会社ヤマタネの監査等委員会への報告

（1） ヤマタネグループの役職員は、下記の事項について、発見し次第、遅滞なく株式会社ヤマタネの監査等委員会に報告する。
① 職務執行に関して重大な法令・定款違反または不正行為の事実
② 会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事項
③ 会社の業務または業績に影響を与える重要な事項
（2） ヤマタネグループの役職員は、株式会社ヤマタネの監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。
（3） 上記の報告および情報提供を行った役職員の秘密保持と共に、不利益な取扱いを禁止する。

Ⅷ. 事故発生時の対応

（1） 事故発生（内部通報、内部監査による発覚を含む）
（2） 事務局より推進委員長に報告
（3） 事実調査～事務局、監査班
（4） 事実確認～事務局、監査班より推進委員会に報告
（5） 推進委員会より経営（取締役会、経営会議等）に確認報告

（６） 担当部門に改善（再発防止）指示

以上

補足

今日、企業の社会的責任・企業倫理が従来にも増して重要になっています。この行動規範・行動原則は、事業活動のそれぞれの場面において遵守すべき基準ですが、必ずしもすべての行動を網羅するものではありません。この行動規範等に定められていないものについては、企業理念、Values 及びパーパスに立ち返り、その本質に照らして行動することが大切です。この行動規範・行動原則を確実に遵守するため、全役職員は、不断の努力を重ねるとともに、別途配布されるコンプライアンスハンドブックを遵守します。社員が故意または重大な過失により、この行動規範等に違反し、社員就業規則に該当する場合は、同規則により懲戒されます。役員については、会社法等に照らして措置されます。